

山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県の知事部局（以下「県」という。）の事務及び事業における暴力団の排除を徹底し、山形県暴力団排除条例（平成23年山形県条例第26号。以下「条例」という。）第6条に掲げる措置を講ずるための具体的な事務手続その他必要な事項について山形県警察本部（以下「警察本部」という。）と協議のうえ定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- (3) 暴力団排除 条例第2条第4号に規定する排除をいう。
- (4) 暴力団排除措置 暴力団排除のための措置をいう。
- (5) 制度所管所属長 暴力団排除措置の対象となる事務又は事業の制度を所管する本庁の課長、総合支庁の課長及び事務所長並びに出先機関（総合支庁を除く。）の長をいう。
- (6) 事務事業担当所属長 暴力団排除措置の対象となる事務又は事業の運用を担当する本庁の課長、総合支庁の課長及び事務所長並びに出先機関（総合支庁を除く。）の長をいう。

(事務又は事業)

第3条 暴力団排除措置の対象となる県の事務又は事業は、次に掲げるものとする。ただし、暴力団排除措置について県に裁量の余地のない場合及び事務又は事業の性格上暴力団排除措置の対象とすることが適切でないと判断される場合等を除く。

- (1) 建設工事等の請負、物品等の売買、修理及び借入れ、役務の提供並びに業務の委託に係る契約
- (2) 公有財産の処分及び貸付けに係る契約
- (3) 金銭の貸付けに係る契約
- (4) 補助金等の交付
- (5) 公の施設の利用許可及び公有財産の使用許可
- (6) 許認可及び登録等
- (7) その他暴力団を利するおそれがある事務又は事業

(排除対象者)

第4条 暴力団排除措置の対象とするものは、国からの通知等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員等

- (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（排除措置の規定整備）

第5条 制度所管所属長は、暴力団排除措置を講ずるために、必要に応じ、根拠となる規定を整備するものとする。

2 制度所管所属長は、前項により整備しようとするときは、次に掲げる事項を規定するものとする。

(1) 事務又は事業の相手方が排除対象者でないことが契約等（第3条各号に掲げる事務又は事業をいう。以下同じ。）の条件又は基準であること。

(2) 契約等の締結等の後に、事務又は事業の相手方が排除対象者であることが判明した場合は、契約等の取消し等を行うことができること。

3 制度所管所属長は、事務又は事業の相手方から取得した個人情報をもとに暴力団排除の目的で警察本部に提供する場合があることを、必要に応じて、当該制度における申請書等に記載するものとする。

4 制度所管所属長は、第1項の規定による整備をしたときは、整備の趣旨及び内容を事務又は事業の相手方等に対し、周知するよう努めるものとする。

5 制度所管所属長は、新たに第1項の規定による整備をしたときは、当該整備をした規定の写しを別記様式第1号により警察本部刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）及び防災くらし安心部消費生活・地域安全課長に送付するものとする。

（照会及び回答）

第6条 事務事業担当所属長は、暴力団排除措置を講ずるため、事務又は事業が暴力団を利するおそれがある場合は、当該事務又は事業の相手方が排除対象者であるかどうかについて、別記様式第2号により組織犯罪対策課長に照会することができる。

2 組織犯罪対策課長は、前項の規定による照会があったときは、事務事業担当所属長が行う事務又は事業の相手方が排除対象者であるかどうかについて、別記様式第3号により回答するものとする。

（通報）

第7条 組織犯罪対策課長は、県が行う事務又は事業の相手方が排除対象者であると認めた場合は、別記様式第4号により事務事業担当所属長等にその内容等を通

報するものとする。

(結果の通知)

第8条 事務事業担当所属長は、第6条第2項の規定により排除対象者である旨の回答を受け、又は第7条の規定による通報を受けた場合において、暴力団排除措置を講じたときはその具体的内容を、講じなかったときはその理由を、それぞれ別記様式第5号により組織犯罪対策課長に通知するものとする。

(不当介入への対応)

第9条 制度所管所属長及び事務事業担当所属長は、必要に応じて、事務又は事業の相手方に対し、当該事務又は事業に関し、排除対象者又は排除対象者のおそれがあるものから不当要求又は事務若しくは事業の適正な履行を妨げる行為を受けたときは、ただちに警察に通報するとともに、事務事業担当所属長に報告するよう指導するものとする。

(情報の管理)

第10条 暴力団排除措置に関係する職員は、その過程で取得した個人情報や山形県個人情報保護条例（平成12年山形県条例第62号）の規定に基づき適正に管理し、暴力団排除以外の目的に利用してはならない。

2 事務事業担当所属長及び組織犯罪対策課長は、第6条から第8条までに規定する手続きで得た情報を厳格に管理し、情報の漏えい防止に努めなければならない。

(連携)

第11条 事務事業担当所属長及び組織犯罪対策課長は、事務事業担当所属長が暴力団排除措置を講ずるに当たり、情報交換又は具体的事案への対処のため必要があるときは、協議を行うものとする。

2 事務事業担当所属長は、暴力団排除措置を講ずるに当たり、当該暴力団排除措置の対象者から不法行為又は不当な要求を受けるおそれがあると認めるとき、当該暴力団排除措置の対象者から訴訟を提起されることが予想されるときその他必要があるときは、警察本部に対して支援及び協力を求めることができる。

3 警察本部は、前項の規定による支援及び協力の求めがあった場合は、必要な支援及び協力を行うものとする。

4 前各項に定めるもののほか、県及び警察本部は、県の事務及び事業における暴力団排除に関して、必要な連携、支援及び協力を行うものとする。

(適用除外)

第12条 暴力団排除措置に関し、法令に定めがある場合、国の行政機関の通知による場合又はその他県が定めた別の規定がある場合は、この要綱は適用しないものとする。

(協議)

第 13 条 暴力団排除措置に関し、この要綱に定めのない事項又は要綱の運用に必要な事項については、知事及び警察本部長が協議して別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

（文 書 番 号）
年 月 日

警察本部刑事部組織犯罪対策課長 殿
防災くらし安心部消費生活・地域安全課長 殿

所 属 長

暴力団排除に係る規定の整備について（送付）

このことについて、下記のとおり規定を整備したので、山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱第5条第5項の規定により送付します。

記

- 1 整備した規定を含む規程等の名称
- 2 制定日又は改正日

※ 整備した規定(写し)は、別添のとおりです。

担当：〇〇〇〇課 〇〇
TEL：
e-mail：

警察本部刑事部組織犯罪対策課長 殿

所 属 長

暴力団排除に関する情報提供について（照会）

山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱第6条第1項の規定により、下記の者について、排除対象者に該当するかどうか照会します。

記

商号、名称			
所在地			
代表者			
役職名	※ 氏名(フリガナ)	※ 生年月日	※ 住 所
備 考			

注 個人の場合は※の部分のみ記載すること。
生年月日は元号で記載すること。

担当：〇〇〇〇課 〇〇
TEL：
e-mail：

所 属 長 殿

警察本部刑事部組織犯罪対策課長

暴力団排除に関する情報提供について（回答）

年 月 日付け（文書番号）で照会の標記について、山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり回答します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地（住所）
- 3 代表者氏名
- 4 排除対象者の該当の有無
 - 該当する
 - 該当しない

所 属 長 殿

警察本部刑事部組織犯罪対策課長

暴力団排除に関する排除対象者の確認について（通報）

山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱第7条の規定により、下記の者について、排除対象者と認めたので通報します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地（住所）
- 3 代表者氏名
- 4 排除対象者と認めた理由

警察本部刑事部組織犯罪対策課長 殿

所 属 長

排除対象者に対する措置について（通知）

山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱第8条の規定により、
年 月 日付け（文書番号）の回答（※通報）で排除対象者である旨の回答を受け
た者（※排除対象者と認めた者）に対する措置について、下記のとおり通知します。

記

- 1 排除対象者
- 2 措置年月日
- 3 措置概要
- 4 措置を講じなかった場合はその理由

注 ※は、要綱第7条の通報に対して通知する場合に用いること。

担当：〇〇〇〇課 〇〇
TEL：
e-mail：